

## ご利用規約

このページは、当社のプライバシーポリシーと共に、当社に関する情報、およびウェブサイト <https://jp-applegiveback-abbti.likewise.com/>（以下、「本サイト」といいます。）を介してお客様がご自分の携帯電話やタブレット（以下、「対象製品」といいます。）の下取取引を完了される際の法的条件（以下、「本規約」といいます。）をお知らせするためのものです。

本規約は、お客様による本サイトを介しての新しい Apple 製デバイスご購入後の対象製品の下取りに関して、Brightstar Japan 株式会社（住所：〒106-0032 東京都港区六本木 1-4-5 アークヒルズサウスタワー16 階。日本において登記された会社であり、以下「当社」といいます。）とお客様との間で締結されるあらゆる契約（以下、「本件契約」といいます。）に適用されます。対象製品の下取りを申し込まれる前に、本規約を注意深くお読みになり、その条件を理解していることをご確認ください。本サイトを介して下取申込書を提出することにより対象製品の下取りを申し込まれる前に、本規約についてご同意いただくようお願いしています。本規約を承諾されない場合、本サイトを介して対象製品の下取りを申し込むことはできません。

今後の参照ために、本規約のコピーを印刷するかコンピュータなどに保存することをお勧めします。

当社は第 4 条に定めるとおり、随時、本規約を改定します。対象製品の下取りを希望する場合は毎回、本規約を確認し、その時点において適用される条件について確実に理解してください。

本規約は 2021 年 11 月 19 日に最後に更新されました。

### 1. 当社に関する情報および当社と Apple との関係

1. 本サイトは当社が運営しています。
2. 下取りプログラムである Apple Trade In Program は、独立したサードパーティとして当社がご提供しています。Apple Inc ならびにその関連会社および子会社（以下、総称して「Apple」といいます）は、お客様と当社との間の本件契約の当事者ではなく、お客様に、Apple Trade In Program に関連して本件契約の違反について Apple を訴える法的権利はありません。
3. 当社は、本サイトに関して、明示または黙示を問わず、あらゆる種類のすべての保証を否認します。本サイトを利用されることにより、お客様は、お客様による本サイトの使用に関連した、完了していない取引または完了した取引、およびお客様と Apple との間の請求または紛争（これらに限りません）を含む、新しい Apple 製デバイスおよび関連サービスのお客様による購入に起因、関連する、既知のものであるか未知のものであるかを問わず、あらゆる種類の紛争、請求、要求、または損害（現実的損害賠償であるか派生的損害であるかを問いません）から、当社ならびにその取締役、従業員および代理人それぞれを、ここに免責するものとします。

4. 当社に本サイトを更新する義務はありません。当社は、本サイトまたは本サイト上のコンテンツに情報の誤りや不足がないことを保証せず、本サイトのコンテンツが正確、完全、最新のものであることを、明示的にも黙示的にも表明、保証いたしません。

## 2. お客様の個人情報の使用方法

1. 当社は、お客様の個人情報を法律および当社のプライバシーポリシーに従ってのみ使用します。当社のプライバシーポリシーには、お客様に適用される重要な条件が含まれておりますので、ぜひ、お時間をとってお読みください。
2. 次の各号に定めることを行うことはお客様の責任です。
  - a. 対象製品を当社に送付する前に SIM カード（以下、「SIM」といいます。）を取り外すこと。SIM にはプライベートな情報が含まれている可能性があり、お客様のネットワークアクセスを不正に利用することを可能にする場合があります。SIM を取り外さなかった場合、お客様は、当社がお客様の対象製品を受け取る前であるか受け取った後であるかを問わず、発生した SIM の使用に関するすべての請求、損失または損害から当社を免責することに同意されるものとします。当社が受け取った SIM を返却することはできません。
  - b. 個人情報、SMS、写真、ゲーム、音楽、その他のデータのいずれの形式のものであるかにかかわらず、個人的なファイルやデータ（以下、「本データ」といいます。）を対象製品から削除すること。
  - c. 対象製品のアクティベーションロックまたは同等の機能を解除すること。
3. 対象製品を当社に送付することによって、お客様は、SIM、本データまたは対象製品に関するすべての請求、損失または損害から当社を免責することに同意されるものとします。当社は、かかる本データまたは SIM のセキュリティ、保護、秘密保持、使用に関して、一切責任を負いません。
4. 対象製品またはメモリカードに保存されているかどうかを問わず、ひとたび対象製品が当社に送付された後は、お客様が、対象製品から本データやその他のコンテンツを取り出すことはできません。
5. 対象製品を当社に送付する前に本データのバックアップコピーを別途保存することについてお客様が単独で責任を負っていること、ならびに個人的なものまたは機密であるとみなされる本データを削除および消去するためにあらゆる合理的な措置を講じておくことに同意されるものとします。本データの復元は、下取りプログラムである Apple Trade in Program に含まれておらず、当社および Apple は、喪失した本データについて一切、責任、債務を負いません。

## 3. 消費者の表明および保証

1. 新しい Apple 製デバイスを購入し、本サイトを介して対象製品の下取りを申し込むことにより、お客様は、ご自身が次の各号に該当することを保証するものとします。
  - a. 日本から本サイトにアクセスしていること。
  - b. 年齢が 20 歳以上であること。
  - c. 日本在住であること。
  - d. 拘束力のある契約を締結する法的能力があること。
  - e. 事業者ではなく、業務上の取引ではないこと。
  - f. 本保証に違反して当社に対象製品を送付した場合に発生することのある一切の責任または請求から当社を免責すること。
2. 消費者としてのお客様の制定法上の権利はこの契約の影響を受けません。

#### 4. 本規約を変更することのできる当社の権利

1. 当社は、随時、本規約を改定します。本規約がいつ最終更新されたかを確認するには、本ページの冒頭をご覧ください。
2. 本サイトを介して対象製品の下取りを申し込まれる場合は毎回、下取り時点で有効な本規約がお客様と当社との間の本件契約に適用されます。
3. 次の各号の事情を反映するために、随時、お客様のご注文に適用する際に本規約を変更することがあります。
  - a. 関係法令の改正および規制条件の変更
  - b. 当社の商慣行の変更
4. お客様のご注文に適用する際に本規約を改定しなければならない場合は、当社は、お客様に連絡をとり、変更について妥当な事前通知をし、変更にご納得いただけないときの本件契約の解除方法をお知らせします。お客様は、影響を受ける対象製品のすべてに関して契約を解除することができます。解除を選択された場合は、お客様は、すでに受け取っている金額（またはその他の対価）を返金しなければなりません。

#### 5. 回収

1. 対象製品の回収につきましては、日本国内での回収のみご手配が可能です。

#### 6. お客様の対象製品の査定

1. お客様は、対象製品を受け取り、検査可能となる前の初回の見積額（以下、「当初見積額」といいます。）を当社がご提示できるよう、お客様の対象製品の状態を正確に記述することを保証するものとします。
2. お客様は、対象製品を当社に送る方法についてご説明する情報を当社から受け取

ることになります。充電器、ヘッドセット等の付属品の受取にも応じますが、これらが対象製品の価額を増額させることはありません。

3. お客様の対象製品を受け取った後、ただし、新しい Apple 製デバイスがお客様宛てに出荷されてから 14 日目を以降に、当社は本検査(第 8 条第 1 項に定義します。)を実施します。
4. 本検査に基づいて参考見積額を修正し、下記第 7 条および第 8 条に従い再見積額をご提示します。

## 7. 遺失物、使用不能品、盗品、偽造品である対象製品

1. 本規約の目的上、「偽造」対象製品とは、正規製造者の知的財産権に違反して他の会社により製造された製品に似せて製造された模造品である対象製品です。
2. 対象製品が遺失物または盗難品である旨の通知を受けた場合またはその疑いがある場合は、対象製品の所有権についての追加の証明を要求することがあります。所有権を証明する追加の品目には、領収書、購入控えまたは通信事業者の領収書が含まれる場合があります。所有権が十分に証明されなかった場合、対象製品はお客様に返却されるか、関係当局に送付されることがあります。
3. 当社は、当社に送付されたすべての対象製品の IMEI (端末識別番号) をチェックして、盗品ではないことを確認できるよう、多くの代理店やサービスプロバイダーと連携しています。買取りを確認する前にこれを行うことがあります。しかしながら、いつであれ何らかの問題に気づいた場合は、当社は、支払いを保留、取り消す権利を留保し、お客様は、当社に、また、当社から要請があった場合は当局に協力することに同意されるものとします。
4. 受け取った対象製品が遺失物、盗品、「偽造」品のいずれかであった場合には、お客様に対する支払いは行われません。
5. 当社は、詐欺を働く意図的な試みがあると疑われる場合、関連当局に通報する権利を留保します。対象製品が返却されてから 3 か月以内に、当該対象製品が遺失物もしくは盗品であると報告されたことが判明した場合、または当該対象製品が「偽造」品であることが判明した場合は、当社は、お客様に支払った金額の返還を要求する権利を留保します。

## 8. 検査および再見積額

1. 対象製品を受け取った後、当社は、これを検査し、お客様が当初、当社に提出したご説明と合致しているかを確認します(以下「本検査」といいます。)
2. 本検査では、とりわけ、対象製品のモデルと状態に注目します。モデルや状態がお客様の当初のご説明と異なる場合は、当初見積額が下記の第 8 条第 4 項に従い調整されます。本検査により当初見積額をご提示したモデルとは別のモデルがお客

様により送付されたことが明らかになった場合は、当社がその対象製品を受け取った日の状態の当該モデルの市場価格に基づいて、当該別のモデルの金額をご提示します。

3. 対象製品の状態に見合った価格の決定は、当社の裁量に委ねられます。
4. 当社は、必要な場合本規約により調整された当該対象製品に関して当社のご提示する金額（以下、「再見積額」といいます。）を確認するために、電子メールまたはテキストでお客様にご連絡します。電子メールまたはテキストが送信された日から14日以内に、再見積額を受諾するかどうかを決めてください。ただし、スパムや迷惑メールフィルタのために電子メールが配信されなかったとしても、当社に責任を問うことはできません。
  - a. お客様が14日以内に再見積額を拒否することを選択された場合 - 対象製品を返却するよう当社に依頼することができます。返却される対象製品を受け取るまでに最長10営業日かかるものと見込んでください。理由の如何を問わずお客様に元の対象製品をご返却できない場合は、当社は当初見積額を支払う義務を負います（ただし、元の対象製品をご返却できない原因がお客様の作為または不作為にある場合はこの限りではありません）。
  - b. 当社またはAppleが電子メールまたはテキストを送信してから14日以内にお客様から返信があった場合は、当社は対象製品をお客様に返却します。
5. お客様の対象製品に同梱されていた追加の付属品であって、当社が請求したものではないものは、お客様にご返却できません。
6. お客様が対象製品の返却を依頼し、当初の発送後60日以内に対象製品の受け取りができない、もしくは受け取り拒否した場合、当社はその時点でお客様が対象製品の所有権および、対象製品に含まれるアイテムに対する権利、利益を放棄したものとみなし、当社に移管されるものとします。

## 9. お客様と当社間の契約の成立方法

1. 本サイトのいかなるものも、物品またはサービスの売買を当社が申し出るものではありません。
2. 当社に対象製品を送付することによって、当初見積額により当該対象製品を売却する旨をお客様が申し込まれたこととなります（以下、「お客様お申し込み」といいます）。ただし、これは、お客様お申し込みが受諾されたことを意味するものではないことにご留意ください。お客様お申し込みの受諾は、第9条第3項記載のとおりに行われます。
3. 次の各号のいずれかが行われるまで本件契約は成立しません。
  - a. 当初見積額と同額のApple eギフトカードの形でお客様にお支払いすることにより、当社がお客様お申し込みを受諾すること。

- b. お客様が当社の再見積額を受諾され、再見積もり額と同額の Apple e ギフトカードの形でお客様にお支払いすることにより、当社がお客様お申し込みを受諾すること。

## 10. 古物商免許

1. 当社は許可を受けて営業を行っている正規の古物商（許可証番号 301111904871）です。古物商は法律の定めにより、必要な身分証明書を確認しなければなりません。このため当社は、お客様の身分証明書の提示を求めます。必要な身分証明書についてご売却の過程で詳しくご説明しますが、下記の第 10 条第 2 項にも定めておきます。身分証明書に関する要求事項は、当社の許可証取得条件の一部であり、警察による犯罪者の追跡を支援する目的でのみ使用されます。
2. お客様は氏名、写真、現住所、職業、生年月日を示す身分証明書を提出しなければなりません。身分証明書としては次のものが挙げられます。
  - a. 日本国パスポート
  - b. 運転免許証
  - c. 在留カード（外国人対象）
  - d. 特別永住者証明書（外国人対象）
  - e. マイナンバーカード（通知書は対象外）
3. 身分証明書の提示は、本契約の重要な条件です。必要な身分証明書の提示がない場合、当社はおお客様の製品の支払いを差し控えたり、関連する取引について警察に連絡するなどの措置をとる権利を留保します。

## 11. 価格設定および支払い

1. 当社は、お客様の対象製品の支払いを Apple e ギフトカードによって、以下のとおり行います。
  - a. 当初見積額の金額を、当社が対象製品の査定を行ってから 2 営業日後、もしくは
  - b. 再見積額の金額を、再見積額をお客様が受諾してから 2 営業日後の日までに。
1. （適宜いずれかをお支払いします。）

## 12. 対象製品の所有権および危険負担

1. 対象製品の所有権は、当該対象製品についてお客様へのお支払いが完了した時点で当社に移転するものとし、その時点で、お客様は対象製品またはその中に含まれる物品に関するさらなる権利、権原または利益を放棄するものとし、
2. お客様は、当社に送付するあらゆる対象製品についてのすべての権利を所有していなければなりません。対象製品の下取りを申し込まれることによって、お客様は、

お客様が同梱された対象製品の真実かつ正当な所有者であり、有効な所有権を保有していることを宣言し、したがって、お客様が、ご自身の判断で対象製品の売却または処分を行うことを法的に認められていることを確認されるものとします。

3. 第 12 条第 4 項に従うことを条件として、対象製品の危険負担は、対象製品を当社に送付するためにお客様がご利用になる郵便、宅配便サービスを通じてお客様から当社に向け対象製品が発送されたときに当社に移転するものとします。
4. 対象製品がお客様から当社に輸送されている間、次の各号の定めが適用されます。
  - a. 当社がお客様から集荷する各対象製品に関して、お客様が、対象製品の回収を確認する宅配便スタッフが提示する集荷書類に確実に署名するものとする。
  - b. 輸送中の対象製品の滅失や損傷に関連して発生したすべての損失に関する当社のお客様への総責任額が、いかなる場合も、当初見積額の金額を超えないものとする。

### 13. 当社の責任

1. 当社が本規約を遵守できなかった場合、当社は、当社による本規約の違反または当社の過失の予見可能な結果であるお客様が被った損失または損害に対しては責任を負いますが、予見不可能である損失または損害に対しては責任を負いません。損失または損害は、それが当社の違反の結果生じたことが明らかである場合、またはそれがこの本件契約の締結時点でお客様と当社とによって予期されていた場合は、予見可能であるものとします。
2. 当社が、次の各号に定める事項についての当社の責任を排除または制限することは一切ありません。
  - a. 当社の過失による死亡または人身傷害
  - b. 詐欺または悪意の不実表示
  - c. 法律により排除できないものとされているその他の責任
3. 第 13 条第 1 項に従うことを条件として、当社は、逸失利益、取引上の損失、事業の中断または事業機会の喪失について、お客様に対して一切責任を負いません。

### 14. 免責

1. 下取りプログラムである Apple Trade in Program は合法的な目的のためにのみ提供されています。お客様、もしくはお客様の代理人の本件契約に基づく義務の履行により生じた当社または Apple に対して提起された請求、または本規約のお客様による違反により生じた請求に関して、当社を免責することに同意されるものとします。

## 15. 当社の支配の及ばない出来事

1. 当社の支配の及ばない出来事（本文言については第 15 条第 2 項に定義します。）に原因のある本件契約に基づく当社の義務の不履行または履行遅延について、当社は債務/責任を負いません。
2. 「当社の支配の及ばない出来事」とは、第三者によるストライキ、ロックアウトまたはその他の争議行為、内乱、暴動、侵略、テロ攻撃、テロ攻撃の脅威、戦争（宣戦布告の有無を問いません）、戦争の脅威、戦争の準備、火災、爆発、暴風雨、洪水、地震、地盤沈下、伝染病もしくはその他の自然災害、公共/民間の通信ネットワークの障害、または鉄道、船舶、航空、自動車輸送、その他の公共/民間輸送手段の使用不能（これらに限りません）を含む、当社の合理的な支配の及ばない行為または出来事を意味します。
3. 本件契約に基づく当社の義務の履行に影響を及ぼす当社の支配の及ばない出来事が発生した場合、
  - a. 当社は、合理的な範囲で速やかにお客様に連絡して知らせ、かつ
  - b. 本件契約に基づく当社の義務は中断され、当社の義務の履行期間は、当社の支配の及ばない出来事の期間中、延長されます。
4. お客様は、30 日を超えて継続した当社の支配の及ばない出来事の影響を受けた場合、本件契約を解除することができます。解除される場合は当社にご連絡ください。解除することを選択した場合は、お客様はすでに受け取った金銭を返金しなければならず、当社はその金銭に関係のある対象製品を返却します。

## 16. お客様と当社との間の連絡

1. 本規約において、「書面で」という場合は、電子メールも含まれます。
2. お客様は、カスタマーサービスチームに電話（電話番号：0120-036-700）することにより当社に連絡をとることができます。当社がお客様に連絡しなければならない場合、またはお客様に書面で通知しなければならない場合は、電子メールで、またはご注文の際にご提供いただいた住所宛てに郵便料金先払いの郵便で、これを行います。
3. 本第 16 条の規定は、訴訟における手続またはその他の文書の送達には適用されないものとします。

## 17. その他の重要な条件

1. 当社は、本件契約に基づく当社の権利および義務を他の組織に譲渡することができますが、これは本規約に基づくお客様の権利または当社の義務に影響を与えるものではありません。
2. お客様は、当社が書面で同意した場合にのみ、本規約に基づくお客様の権利または

義務を他の人に譲渡することができます。

3. 本件契約は、お客様と当社との間のものです。他の人にそのいずれの条件も執行する権利はありません。
4. 本規約の条項はそれぞれ別々に機能します。いずれかの裁判所または関係当局が、本規約の条項のいずれかを違法または執行不能であると判断した場合も、残余の規定は、完全なる効力を有し、有効であり続けます。
5. 当社が本規約に基づくお客様の義務をお客様が履行することを主張しなかった場合、または当社がお客様に対して当社の権利を執行しなかった場合、または当社がこれを行うことに遅延した場合も、これは、当社がお客様に対する当社の権利を放棄したことを意味するものではなく、また、お客様がそれらの義務を遵守する必要がないということの意味するわけでもありません。当社がお客様による債務不履行に対する権利を放棄する場合は、書面でのみこれを行います。その場合も、その後についてお客様による債務不履行に対する当社の権利を当社が当然に放棄することを意味するわけではありません。
6. 本規約は日本法に準拠します。つまり、本サイトを介しての対象製品の下取りに関する本件契約および本件契約に起因または関連して生じた紛争または請求は日本法に準拠します。
7. 当社とお客様の両者は、日本国東京都の裁判所およびその控訴裁判所が、本件契約またはその主題もしくは成立に起因または関連して生じた紛争または請求（契約外の紛争または請求を含みます）の解決の専属管轄権を有することに取消不能のかたちで合意します。